

大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託 募集要項

1 趣旨

この要項は愛知県（以下「県」という。）が実施する大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託（以下「本業務」という。）を委託する事業者を募集し、企画提案（プロポーザル方式）により特定するため必要事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（１）業務名

大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託

（２）業務内容

大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）による業務とする。

（３）契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）とする。

（４）予定限度価格

60,337,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）関連業務

別途実施する「（仮称）大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地環境調査業務委託」（期間：令和 7 年 1 2 月～令和 9 年 1 月予定）における環境調査の情報・結果を踏まえ、適宜調整を行いながら、本業務を進めることとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単独企業としての参加は認めない。

また、参加者の間に資本関係又は人的関係がある者の参加は認めない。

（１）単独企業の参加資格

参加者は、以下の要件を満たす者であることを要する。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 提案書受付までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

ウ 提案書受付までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 令和6・7年度入札参加資格者名簿「測量・設計・建設コンサルタント等業務」（愛知県建設局・都市・交通局・建築局）登録者のうち、業種が「造園」又は「都市計画及び地方計画」として登録されていること。

カ 令和6・7年度「物品・役務等の入札参加資格者名簿」（愛知県会計局調達課）登録者のうち「業務（大分類）03. 役務の提供等」、「営業種目（中分類）07. 調査委託」、「取扱内容（小分類）01. 市場調査」及び「取扱内容（小分類）07. 総合研究所」に登録されていること。

キ 過去10年間（平成27年4月1日から提案書提出の締切り日まで）に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体※1の都市公園（広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園）の基本構想又は基本計画を策定する業務（以下「類似業務」とする。）を元請けとして行った実績（提案書提出の締切り日までに完了する業務に限る。）があること。なお、共同企業体の構成員としての実績（出資比率は問わない。）も認める。

※1 これらに類する団体

- ・地方道路公社法第1条に定める地方道路公社
- ・地方住宅供給公社法第1条に定める地方住宅供給公社
- ・独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
- ・地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人
- ・国立大学法人法第2条に定める国立大学法人

ク 配置予定の管理技術者及び照査技術者については、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

・技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））

・国土交通省登録技術者資格（RCCM（造園又は都市計画及び地方計画））

（2）共同企業体の参加資格

参加者は、以下の要件を満たす者であることを要する。

ア 構成員のすべてが（1）アからエを満たすこと。

イ 構成員のうち、1者以上が（1）オからクを満たすこと。

ウ 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務共同企業体協定書において明らかであること。

エ 共同企業体に係る構成員が、複数の参加者の構成員となることはできない。

オ 共同企業体に係る協定を締結していること。（結成届様式1－1，1－2）

カ オの協定締結にかかる共同企業体届、共同企業体協定書写し、委任状（以下「共同企業体結成届等」という。）を提案書の提出時において添付すること。

4 技術提案書等の提出期限、提出方法及び提出先等

(1) 提出書類

別添の「大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託 技術提案書等作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式１－１）
- イ 業務実施体制（様式１－２）
- ウ 会社の業務実績（様式１－３）
- エ 管理技術者の手持ち業務（様式１－４）
- オ 技術提案書の提出について（様式２－１）
- カ 公募型プロポーザル技術提案書（様式２－２）
- キ 業務実施方針及び技術提案（様式２－３）
 - ①サウンディング調査の具体的な進め方と留意事項及び工夫点
 - ②将来構想検討の具体的な進め方と留意事項及び工夫点
 - ③実施工程
 - ④見積書
- ク 社会的取組（様式３）
- ケ 質問書（様式４） ※任意提出
- コ 辞退届（様式６） ※任意提出

(2) 提出部数

１部

(3) 提出期間

令和７年１２月５日（金）午後５時まで（提出方法にかかわらず必着）

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）または宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること（電子メール及びファクシミリは不可）。

(5) 提出先

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課企画・都市緑化Ｇ（愛知県本庁舎５階）

〒４６０－８５０１ 名古屋市中区三の丸三丁目２番１号

電 話 ０５２－９５４－６５２６（ダイヤルイン）

(6) 質問及び回答

技術提案書等に関する質問は、様式４質問書により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 質問の提出期限

令和７年１１月１４日（金）午後５時まで

イ 質問の提出方法

電子メールで提出すること。E-mail: koen@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「大高緑地将来構想検討業務委託に関する質問」とし、電子メールを送信した旨を「１０ 連絡・問合せ先」に電話連絡すること。

ウ 質問の回答

令和7年11月26日（水）までに様式5回答書により電子メールで回答する。
また、質問の回答は一覧にまとめ、愛知県のWEB ページ上に公開する。

5 提案の特定等

(1) 評価委員会による審査の実施

「4 技術提案書等の提出期限、提出方法及び提出先等」に基づき提出された書類について、形式審査を行った後、評価委員会において審査を行う。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が参加資格要件を満たしているか、提出書類に不備がないか審査を行う。

イ 1次審査

応募件数が5件を超えた場合は、2次審査に先立ち、提出書類による1次審査を行い、2次審査に進む5者を決定する。応募件数が5件以下の場合は、全者、1次審査通過とする。提案者には1次審査の結果を通知する。なお、1次審査通過者にはプレゼンテーションの詳細を電子メールにて通知する。

ウ 2次審査

1次審査を通過した者（最大5者）について、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答により2次審査を行い、提案書の順位を決定する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおりとする。

(3) 事業者の特定

評価委員会の技術提案書等の評価により最優秀提案者を決定し、最も優れた技術提案書等を特定する。

(4) 審査結果の通知

2次審査の結果は、令和8年1月中旬に提案者に通知する。

なお、審査結果は、愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、評価委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(5) 非特定の理由に関する事項

提案者のうち技術提案書等が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定の理由）を通知する。上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、愛知県知事に対して非特定の理由について説明を求めることができる。

6 プレゼンテーションについて

- ・「5 提案の特定等」に記載の評価委員会において実施する。
- ・技術提案書等のプレゼンテーションは1者10分とし、技術提案書等に基づき説明を行う。なお、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は許可しない。
- ・参加者は1者あたり3人以内とする。（共同企業体の場合は共同企業体全体で3人以内）

- ・プレゼンテーション終了後、各委員と提案者の間で質疑応答を行う。
- ・各委員はプレゼンテーション及び質疑応答を経て、別紙「評価基準」により評価を行う。
- ・プレゼンテーションにおいて自社の会社名の発言があった場合は減点とする。

7 スケジュール（予定）

令和7年11月5日（水）	募集要項等の公表
令和7年11月14日（金）	質問書の受付期限
令和7年11月26日（水）	質問書の回答
令和7年12月5日（金）	技術提案書等の提出期限
令和7年12月中旬	1次審査結果の通知 プレゼンテーション
令和8年1月中旬	2次審査結果（特定又は非特定）の通知
令和8年1月下旬	契約

8 業務契約

（1）契約の締結

「5 提案の特定等（3）」により特定された者から見積書を徴取した後、契約金額を予定限度価格の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。なお、万一契約締結に至らなかった場合は、次点の者と協議するものとする。

また、この手続に参加した者が、技術提案書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合、その者については当該手続に係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

（2）契約書

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。

（3）契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

（4）支払い方法について

精算払いとする。

9 その他

（1）次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が参加したとき。
- ② 1者で複数の技術提案書等の提出があったとき。
- ③ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ④ 事実と反する参加申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑤ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。
- ⑥ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履

行しなかったとき。

- (2) 技術提案書等の業務実施体制は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの承諾を県から得るものとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各提案者の負担とする。なお、提出された技術提案書等は、返却しない。
- (4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。ただし、県から指示があった場合を除く。
- (6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとするが、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成するたため承すること。
- (7) 技術提案書等の特定に係る審査の経過等については非公開とし問い合わせには応じない。
- (8) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

10 連絡・問合せ先

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課企画・都市緑化G

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

電話 052-954-6526 (ダイヤルイン)

評価基準

○ 技術提案書等の評価

評価項目			配点
大項目	中項目	小項目	
業務実施体制	(ア)管理技術者の業務実績及び資格	類似業務実績	3
		技術士等の資格について	3
	(イ)担当技術者の資格	技術士等の資格について	3
	(ウ)その他資格	管理技術者もしくは担当技術者のその他資格	6
	(エ)会社としての業務実績	会社としての類似業務実績について	4
	(オ)繁忙度	管理技術者の手持ち業務について	4
	小計		
業務実施方針	(ア)サウンディング調査の具体的な進め方と留意事項及び工夫点	具体的な進め方について	8
		留意事項について	8
		工夫点について	12
	(イ)将来構想検討の具体的な進め方と留意事項及び工夫点	具体的な進め方について	8
		留意事項について	8
		工夫点について	12
	(ウ)実施工程	業務全体の実施工程について	8
	(エ)見積り	業務実施内容に対する見積について	5
	小計		
社会的取組	環境配慮、障害者支援など		8
	小計		8
合計			100